

農 地 転 用 届 出 に つ い て

1 届出書の作成上の注意

- (1) 提出書類は正本と副本の2部必要になります。どちらにも押印が必要となりますのでご注意ください。
- (2) 届出地は一筆単位での届出となります。一筆の内の一部だけを転用することはできません。
- (3) 届出書は一つの事業に対して一件ごととさせていただきます。事業が複数の場合はそれぞれについて届出書の提出をお願いいたします。
- (4) 届出書に用いる印鑑は認印で結構です。ただし、法人の場合は代表者印を用いてください。
- (5) 届出書には届出者全員分の捨印を忘れず押してください。捨印のない届出書について訂正等の必要が生じた場合、取下げ又は取消ししたのち再申請していただくことがございますのでご了承ください。(取下げ、取消しには願出書の提出が必要です。)
- (6) 届出者や届出地が多数で届出書に書ききれない場合は、別紙に記載して届出書との間を届出者全員分の印鑑で割ってください。
- (7) 土地改良区の受益地については、必ず該当土地改良区に確認してください。

2 受理通知書の交付について

届出の提出は毎週月曜日に締め切り、受理通知書の交付は翌週月曜日以降となります。ご本人が受領される場合は申請に用いた印鑑を、代理の方の場合は申請に用いた印の押された委任状と代理の方の認印をご用意のうえ、下記担当窓口にてお受け取りください。

※届出者が法人の場合、代表者印をお持ちいただくか、代表者印の押された委任状と受領される方の認印をお持ちください。

3 受理通知書交付後の訂正について

受理通知書の交付以降に届出書の内容を訂正する場合、訂正願の提出が必要となります。また変更する項目によっては取消しとともに再申請していただく場合があります。

各種願出には押印が必要なほか、手続きに2～3日お時間をいただきますのでご注意ください。

◆ 転用が完了した際には地目変更登記をしていただきますようお願いいたします。 ◆

担当 豊橋市農業委員会事務局 ☎0532-51-2950
今橋町1番地 豊橋市役所 西館3F